

OECD国際課税改革と 競争・格差

公益財団法人 東京財団政策研究所
デジタル経済と国際課税プログラム



東京財団政策研究所
THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH

I 合意の内容と評価

1 BEPSプロジェクトとは

Base Erosion and Profit Shifting 「利益移転と課税ベース浸食」

経緯等

- 2013年にOECD租税委員会で作業開始。G8（当時）やG20 の政治的なバックアップを得て展開
- 2015年に15の”行動“について最終報告書を作成

BEPSプロジェクトの3本柱

- 「実質性」 グローバル企業は価値が創造されたところで税を支払うべき。ほか、「透明性」「予見可能性」

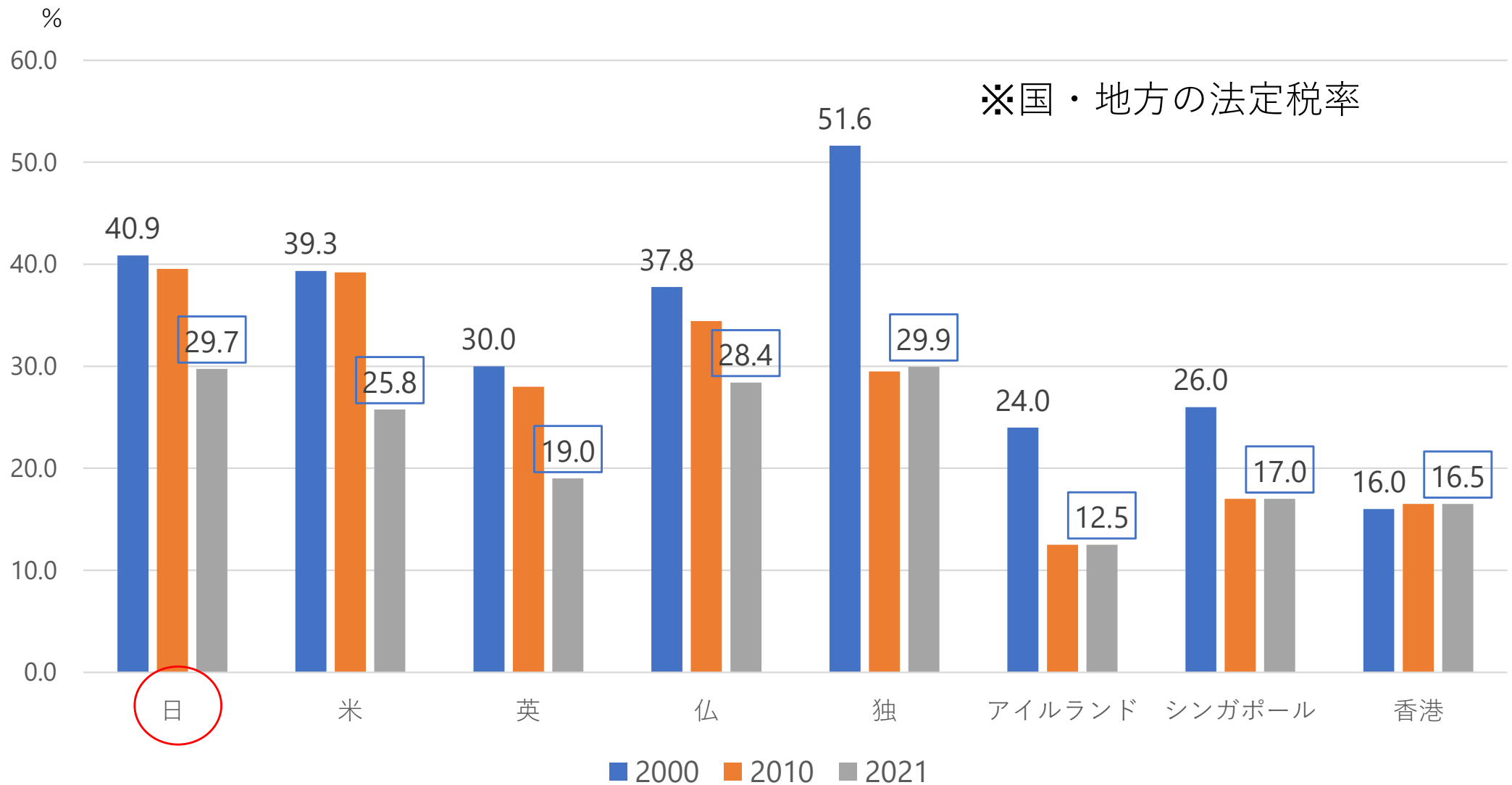
2 デジタル経済と国際課税（"BEPS2.0"）

- 2015年最終報告書（"BEPS合意"） 経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）については結論を先送り
- 2017年にG20（独議長）のイニシアチブで検討開始
- 2021年10月に国際課税制度改革案に「最終合意」

背景

1. デジタルサービスの発達で、支店や代理人などの「課税根拠」に帰属する所得だけ課税できるとする課税原則に限界が生じている
2. 巨大多国籍企業が高い収益を生む無形資産を軽課税国のグループ企業に計上する“帳簿操作”により合法的な租税回避を行い、競争条件が歪められている
3. 軽課税国（タックスヘイブン）を利用した国際的な租税回避に対抗するため、各国は法人税率引下げ競争の圧力にさらされている

3 “底辺への競争”(法人税率)



4 国際課税の改革案

□ 第1の柱：市場国への新たな課税権の配分

全世界売上が200億ユーロ（2.8兆円）かつ利益率10%超の多国籍企業に対し、支店等がなくとも、超過利益の25%をサービス等が提供される市場国に課税所得として配分する（⇒多国間租税条約を締結。デジタルサービス税等は廃止を約束する）

□ 第2の柱：グローバルミニマム税

全世界売上が7.5億ユーロ（約1000億円）超の多国籍企業に対し、国別でみた子会社の税負担率のが最低税率（15%）に満たない場合、「超過利益」（有形資産の帳簿価格・賃金の5%を超える部分）の税負担率が最低税率に至るまで親会社等で合算課税する（⇒各国の国内法で対応。採用は各国の選択）

5 改革案の特徴（これまでと何が違うのか）

	既存の課税原則	最終合意した改革案(2021年10月)
企業規模等	売上高等の要件なし	巨大・高利益率の多国籍企業 柱1：全世界で100～200社程度（日本5社程度） 柱2：全世界で6000社程度（日本850社程度）
課税根拠 （Nexus）	支店や代理人等の存在が必要	顧客や売上の存在でよい（柱1）
課税ベースの 計算	「独立企業原則」 市場で独立して取引する条件に基づき計算	柱1：「定式配分」（一定の合理的な割切り）による 柱2：「財務会計」による（税務会計でなく）
無形資産利益 （超過利益） の捕捉	「移転価格税制」 により、機能やリスクに基づき計算	「定式」による 柱1：利益率10%超 柱2：有形資産簿価・賃金の一定割合(5～10%)を超える部分

6 スケジュール

□ 第1の柱 （市場国への新たな課税権の配分）

- 2022年に多国間条約策定（⇒事実上1年延期）
- 2023年実施（⇒延期？）
- 条約施行に併せて欧州のデジタルサービス税は撤廃（後述）

□ 第2の柱（グローバルミニマム税）

- 2022年に各国国内法改正
- 2023年に実施

✓ 参考：令和4年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）

本年 10 月に国際課税制度の見直しに係る歴史的な合意が実現した。これは、デジタル化を含む経済実態の変化に対応するとともに、過度な法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するものであり、強く歓迎する。わが国は、本合意の国際的な実施に向けて引き続き主導的役割を果たすとともに、国内において、国際合意に則った法制度の整備を進める。

※ディスカッション BEPS2.0合意の評価

□ 経済・社会からみた合意の評価

- ✓ 市民・一般の人々からみた合意の意味とは？
- ✓ 多国間主義・日本のリーダーシップという観点からみた評価とは？

□ 法人税改革としてみた合意の評価

- ✓ 企業の立場からみた合意の評価
- ✓ 日本租税法の観点からみた合意の評価など

BEPS合意の評価（より一般的な意味で）

- ・ 国際課税交渉そのものが、

私たち一般市民にとっても関心事である「格差の是正」や「デジタル化によって生じた不平等の是正」に貢献できるツールである、という認識を広めることができた

- ・ 日本の「利益」も守ることができた（少なくとも現段階では）

@国への収入増

@日本企業への影響も一定程度に抑えることができた

7 日本とBEPS

- 2012年 浅川正嗣（元財務省財務官）議長の下、OECD租税委員会がプロジェクトを立ち上げ
- 2015年 BEPS合意（15の「最終報告書」）
- 2016年 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ
- 2016年 G7議長国
- 2019年 G20議長国（福岡財務大臣・中銀総裁会合）
- ✓ 2013～2021年 麻生太郎財務大臣（最長）
- ✓ OECD BEPS ホームページ運営を日本政府がサポート

With the support of



JAPAN GOV
THE GOVERNMENT OF JAPAN

<https://www.oecd.org/tax/beps/>

Ⅱ デジタル企業を巡る利害 対立とデジタルサービス税

8 利害の対立

- ❑ 米国は、自国のデジタル企業（GAFAM）等を狙い撃ちにする課税は受入れられないと主張。
- ❑ 英（2018）、仏（2019）他、欧州各国は「デジタルサービス税」（税率2～3%の売上税）を導入。フランスは2019年から施行
- ❑ 米国（トランプ政権）はデジタルサービス税は、利益でなく売上高に課税する非常に過激な概念として強く反発。デジタル企業への新たな課税制度の適用は納税者が選択した場合（セーフハーバールール）とすべきと主張。その後、米国はOECDの議論から離脱（報道による）（2019年12月）
- ❑ 2020年7月、米国は13億ドル分のフランス製品に25%の報復関税を課すと発表（実施はされなかった）
- ❑ 2021年2月、バイデン政権下で米国は国際課税協議に復活
- ❑ 2021年10月、第1の柱の施行を条件にデジタルサービス税を廃止することで最終合意

9 政治的応酬

デジタル売上税を含む予算案提出の際の演説（2018年10月）より

ハモンド英蔵相（当時）

税制は進化するビジネスモデルに追いついていない。デジタルプラットフォーム事業者は莫大な価値を英国で生み出す一方、その事業に係る税の支払いを免れている。これを続けることはできないし公平でないことは明らかだ。国際合意による対応が望ましいが、議論の進捗は遅く耐え難い

米・仏大統領会談（2019年12月）
ロイター通信報道より

トランプ米大統領（当時）（仏の）デジタル課税の課税対象は米国のハイテク企業だ。彼らは私の好みではないが、何にせよ米国企業であり、課税するのはわれわれだ。他人が課税する話ではない

マクロン仏大統領 フランスは特定の国を標的にしていない。仏と欧州の国益を断固守る。米の制裁にはEUが報復する用意がある

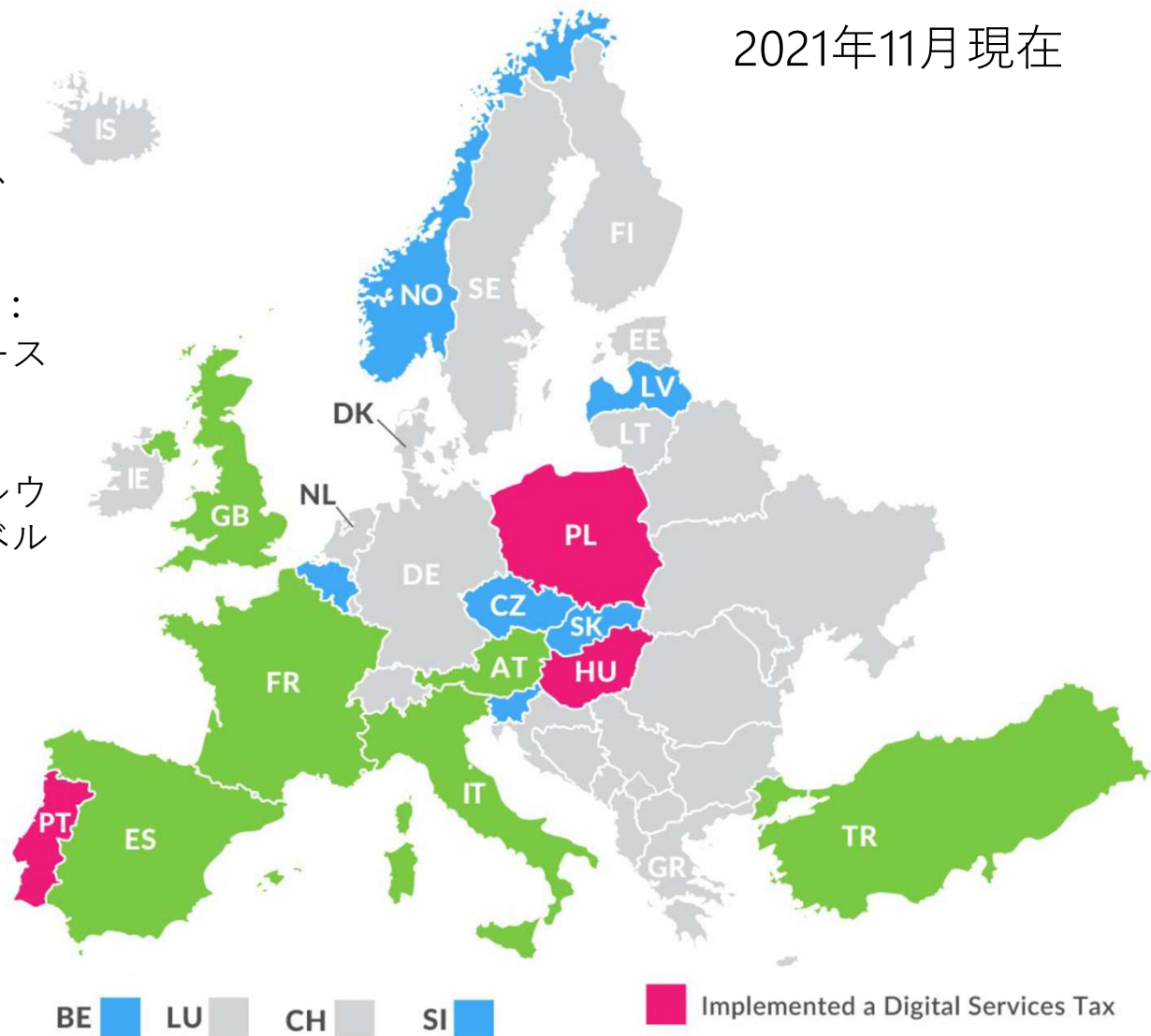
10 欧州のデジタルサービス税

2021年11月現在

■：施行済： ポーランド、ハンガリー、ポルトガル

■：第1の柱施行時に廃止： 仏、英、伊、スペイン、オーストリア、トルコ

■：導入を検討中： ノールウェー、ラトビア、チェコ、ベルギー、スロバキア



(出所) Tax Foundation/KPMG

Ⅲ ポストコロナ・国際合意 と競争・格差

※ディスカッション： ポストコロナ・国際合意と競争・格差

- 巨大な経済力・影響力を持つデジタル企業にどう向かい合うか
- 富の集中・格差を巡る問題

11 企業の富の集中と法人税改革・格差

イエレン米財務長官：世界の税制を再構築するための合意形成の重要性について

- イエレン財務長官は、グローバルミニマムタックスの合意形成が最優先事項であり、それによって法人税の底辺への競争を止め、米国および世界中の中産階級と労働者階級の人々の公平性を取り戻すことができることを伝えました。
- 今週末に開催されるOECDの包括的枠組みの会合や、10月末に開催されるG20首脳会議に向けて、イエレン長官は、世界の税制を改善するための取り組みは、収益性の高い企業が公正な負担をし、各国政府が国民や経済に投資するための資源を提供することにもつながると伝えました。

（出所）2021年10月6日 イエレン米財務長官・エストニアのキート・ペンタス＝ロシマンス財務大臣会談。米財務省HP 仮訳

「富の集中」「格差拡大」から 考える次の課題

- ・ 現在、世界の上位10%が世界の富の75%を独占
- ・ 2070年には、たった上位0.1%の人々が世界の富の4分の1を独占するという予測も

(世界不平等研究所)

☆国際課税の新ルールによって得られた財源の使い道は？

☆法人税だけでなく、富裕層への課税強化という観点でも

”RACE TO THE BOTTOM“を止められないか？

☆時代は”GAFA“から”GAMA“へ。将来の国際課税制度は？